

円山動物園周辺道路交通整理及び入園者誘導等業務仕様書

円山動物園周辺道路交通整理及び入園者誘導等業務に関する業務仕様は、次のとおりとする。

1 業務概要

(1) 業務目的

本業務は、ゴールデンウィーク期間における円山動物園周辺道路の通行車両の円滑な運行と歩行者の交通安全を確保するとともに、園内においては、は虫類・両生類館・ホッキョクグマ館などの観覧・通行に関して、入園者が安全・快適に観覧できるよう誘導・案内等を行うことを目的とする。

(2) 履行期間

令和4年4月18日から令和4年5月13日まで

(周辺道路交通整理及び入園者誘導については、主に令和4年4月29日から令和4年5月8日まで(10日間)を予定している。)

2 業務従事日、時間、数量

(1) 業務従事日、委託者の指定する場所(以下「ポスト」という。)及び予定ポスト数について

下表のとおりとする。ポスト数及び基本時間については下記(2)及び(3)に記載しているとおり、状況に応じて委託者と受託者協議のもと変更することがある。

	従事日	ポスト数	基本時間
園外 交通整理	4月29日(金・祝日) 4月30日(土) 5月1日(日) 5月2日(月) 5月3日(火・祝日)	37ポスト	8:00~15:00 (7h)
園内 誘導案内	5月4日(水・祝日) 5月5日(木・祝日) 5月6日(金) 5月7日(土) 5月8日(日)	8ポスト は虫類・両生類館:2ポスト ホッキョクグマ館:2ポスト その他:4ポスト	8:30~15:30 (7h)

※ 基本時間とは、すべての従事者が配置場所に就いて、誘導や規制等を開始する時刻から終了する時刻までである。

(2) ポスト数の変更について

交通規制の実施日については、4月中旬頃に北海道警察札幌方面西警察署との協議により決定される予定である。4月21日までに従事日の交通規制を実施しないことを決定した場合、開始時より園外交通整理を37ポストから9ポストに削減するなど、交通規制実施の変更に合わせたポスト数に変更することとする。また、感染症対策等により数ポストの増員が必要となる場合がある。

(3) 業務時間の変更について

上記(1)の基本時間については、状況に応じて委託者・受託者協議のもと、時刻の変更ができるものとする。ただし、これによる契約単価の割増しは行わない。

(4) 契約単価について

契約単価に各ポストの合計従事時間を乗じた金額を支払うものとする。

なお、契約単価とは休憩時間を考慮し人工数を加算したものであり、休憩等によって設定されたポスト数が不足することは認めない。

従事時間数の取り扱い単位は30分(0.5時間)単位とし、各日、ポストごとに取り扱い単位に満たない部分については切り捨てとする。

(5) 交通標識の運搬等について

受託者は委託者の指示により、委託者が北海道警察札幌方面西警察署より貸与を受ける交通標識（直径50cmサイズの標識及び支柱を18セット程度）の借り受け時、及び返却時の運搬を行うものとする。なお、借り受けは4月18日（月）、返却は5月13日（金）を予定しているが、詳細については契約後に調整するものとする。

※北海道警察札幌方面西警察署：札幌市西区西野2条5丁目3番60号

3 業務内容

- (1) 受託者は、第1項の目的を達成するため、ポストに警備員（交通誘導警備員）を配置し、通行車両及び入園者を適切に誘導・案内し、安全・快適に通行及び観覧してもらうよう努めるとともに、園内外の警備範囲における安全確保のため、不審物の有無の確認等を積極的に行うこと。
- (2) 受託者は、周辺道路及び園内の混雑を緩和するため、駐車場利用者及び観覧待ちの方の整理・誘導を行うとともに、違法駐車や車列への不正な割り込み等の防止に努めること。
- (3) 受託者は、委託者の指示により、円山公園駐車場案内看板の「満車」・「時間待ち」等、表示板の入替えを行うとともに、駐車場混雑状況を駐車場利用希望者に周知すること。
- (4) 受託者は、所轄警察署より交通規制の連絡があった場合は、速やかに委託者に通報するとともに、指定場所に交通規制標識の設置または撤去を行い、進入車両の誘導を行うこと。
- (5) 交通規制開始直後及び交通規制解除後に、自転車用通路確保のためのセーフティコーンの移動を委託者の指示に基づき行うこと。
- (6) 受託者は、委託者の指示により駐車場混雑状況等を駐車場利用者に周知すること。また園内での観覧誘導について変更を行う場合は、変更前に委託者に無線等で許可を得るとともに、各ポスト警備員に遗漏のないよう伝達、指示をすること。また、その情報を速やかに入園者に周知し理解をしていただける努力すること。なお、混雑が緩和した際には、入園者が安全・快適に観覧できるよう規制の解除、変更を速やかに行うこと。
- (7) 受託者は、入園者の混雑状況により、円滑に観覧できるよう観覧通路のセーフティコーン等の移動を、適宜迅速に行うこと。
- (8) 受託者は、警備に必要な案内・誘導看板については委託者と協議し、円滑な誘導等ができるよう表示内容を検討したうえで必要数作成し使用すること。また、拡声器等についても受託者が必要数準備することとするが、動物の状況次第では使用を制限する場合があるので委託者の指示に

従うこと。

- (9) その他、当該業務に関する範囲で、委託者の指示する業務を行うこと。

4 ポスト等

受託者は、次のポストに交通整理員、観客誘導員を配置し、前項の業務のほか各ポストの業務を行うものとする。なお、道路及び園内の混雑状況等によりポストの配置を変更する場合がある。

(1) 周辺道路の交通整理ポストの基本的な役割

(令和4年度交通誘導警備員等配置図※交通規制を行う日 参照)

①第1・第2駐車場

ポスト名	位 置	役 割
ポスト 1	宮の森1-14 円山陸上競技場側交差点付近	進入車両への車線案内、テニスコート方面から来る車両の交互進入調整
ポスト 2	宮の森1-14 円山陸上競技場側交差点付近	進入車両への車線案内、テニスコート方面から来る車両の交互進入調整
ポスト 3	宮の森1-7 藻岩山麓線三叉路	委託者指示の下、規制交通標識設置・撤去、車線案内及び交通規制時は進入禁止指導
ポスト 4		
ポスト 5	第一駐車場内	西門前での車両誘導
ポスト 6	第一駐車場出入口	出庫車両への車線案内 交通規制時は進行方向の指導
ポスト 7	円山総合運動場入口向い側歩道（緑地帯）	第一駐車場への右折進入禁止周知
ポスト 8	円山総合運動場入口付近	運動場進入車両への車線案内 バス停付近スペース確保
ポスト 9	円山総合運動場入口向い側歩道	車線案内 横断歩道での歩行者安全確保
ポスト 10	円山動物園通用門付近	業務全体を把握し、違法駐車及びUターン車両の防止、園内の誤侵入防止指導
ポスト 11	円山動物園正門前信号機付近（横断歩道）	歩行者の安全誘導 ロータリーからの進出車両誘導
ポスト 12	円山動物園正門向い第二駐車場出入口付近	歩行者の安全誘導及び車両の安全誘導並びに車列発生時の追い越し車両規制
ポスト 13	円山動物園正門向い側歩道前	ロータリー進入迂回車両の安全誘導 タクシーの過剰な台数調整（タクシー協会立会い）
ポスト 14	円山動物園正門前横断歩道	歩行者の安全誘導及び車両の安全誘導
ポスト 15	円山動物園正門前	ロータリー内での車両誘導（タクシーと一般車両の動線確保・誘導等）
ポスト 16		
ポスト 17	市営総合運動場テニスコート付近	進入車両への車線案内 駐車場満車案内表示板の表示及び撤去
ポスト 18	宮の森1-10 交差点付近	進入車両への車線案内及び駐車場満車案内表示板の表示・撤去、No8 満車表示も担当（車列発生時の右折進入禁止周知）
ポスト 19	円山公園脇歩道（車列の長さに合わせて適宜移動すること）	駐車場待ち車列が伸びた場合に適宜車列の整理・誘導
ポスト 20	神宮駐車場前	神宮駐車場への右折進入禁止指導（看板設置により誘導可能であれば、統括指示の下、適宜他ポストへ移動）
ポスト 21	坂下グラウンド公衆トイレ付近横断歩道	歩行者の安全誘導及び違法駐車防止指導 交通規制に合わせ自転車レーン用のセーフティコーン設置・収容
ポスト 22	南1西28 マンション横交差点	委託者指示の下規制交通標識設置・撤去、交通規制時の生活道路からの動物園側への進入禁止指導（マンション住民は除く）

ポスト 23	南 1 西 28 交差点付近（南側）	車両進入禁止指導及び環状通経由来園者の動物園迂回経路指導
ポスト 24	南 1 西 28 交差点付近（北側）	南 1 条通経由来園者の動物園迂回経路指導
ポスト 25	大通西 28 交差点付近	大通経由来園者の動物園迂回経路指導及び周辺ポストの補助
ポスト 26	北 1 条通交差点付近	北 1 条通経由来園者の動物園迂回経路指導および、動物園車列案内
ポスト 27	車列最後尾（最後尾に合わせて移動すること）	常に車列の最後尾で案内看板掲示、車列誘導を行うと共に臨時駐車場案内のチラシ配布を行う
ポスト 28	全体補助	西門前入園者整理、車両誘導、シャトルバス、路線バス乗り場案内及び西門から駐車場へのお客様安全確保等、適宜全体統括の指示により整理・誘導を行う（満車看板表示作業も含む）。 北一条交差点付近にて、南進車両に対して円山公園駐車場利用者への北一条交差点右折の誘導も適宜行う。
ポスト 29	全体統括	円滑に業務を行うよう委託者との連絡調整及び全ポストの補助、監督等

※ポスト 1・2・8・12・13・14・16・23・24・25・26・28・29 は交差点及びロータリーにおける車両の迂回指示や、Uターン車両の防止等、安全確保において重要な役割を担うため、ここに従事する交通整理員については、国家資格である「交通誘導警備業務 1 級または 2 級」の取得者を配置すること。

②円山動物園駐車場

ポスト名	位 置	役 割
ポスト 1	宮の森 1-14 交差点付近	円山動物園駐車場への車両誘導
ポスト 2	宮の森 1-14 交差点付近	右折車両への誘導、進入車両へ進入調整
ポスト 3	車列最後尾（最後尾に合わせて移動すること）	常に車列の最後尾で案内看板掲示 車列誘導
ポスト 4	円山動物園駐車場入口	円山動物園駐車場への入庫誘導
ポスト 5	円山動物園駐車場入口	円山動物園駐車場への左折進入禁止周知
ポスト 6	円山動物園駐車場出口	出庫車両への車線案内
ポスト 7	宮の森 1-14 交差点付近	車線案内
ポスト 8	全体補助	円山動物園駐車場への車両誘導、お客様安全確保等、適宜全体統括の指示により整理・誘導を行う。

(2) は虫類・両生類館観客誘導ポストの基本的な役割

(※は虫類・両生類館警備体制図参照)

ポスト名	位 置	役 割
は虫類 ポスト 1	は虫類・両生類館出入口前	規制セーフティコーン並べ、入口への誘導 及び規制案内、禁煙注意、フラッシュ撮影禁止、不審者監視等
は虫類 ポスト 2	は虫類・両生類館入口を入ってすぐのセンターラボ前	一方通行誘導及び規制案内、禁煙注意、フラッシュ撮影禁止、不審者監視等

なお、は虫類・両生類館の混雑状況次第では、委託者・受託者協議のうえポスト数を減らし、その分を園内巡回等にあてるることとする。

(3) ホッキョクグマ館観客誘導ポストの基本的な役割

(※ホッキョクグマ館警備体制図参照)

ポスト名	位 置	役 割
ホッキョクグマ館 ポスト 1	屋内トンネル入口付近	観客の誘導及び混雑時の入場規制、エレベーターの取扱い
ホッキョクグマ館 ポスト 2	屋内トンネル出口付近	屋内放飼場トイレ利用者の整理及び他施設トイレの案内、エレベーターの取扱い

なお、ホッキョクグマ館の混雑状況次第では、委託者・受託者協議のうえポスト数を減らし、その分を園内巡回等にあてることとする。

(4) その他ポストの基本的な役割

(主に下記の混雑している場所の内 4 ポスト)

ポスト名	位 置	役 割
アジア ポスト 1	熱帯雨林館側の高山館出入口付近	レッサーパンダ展示場屋内外の観客混雑時の観客誘導、禁煙注意、フラッシュ撮影禁止、不審者監視等
アジア ポスト 2	アジアゾーンメイン通路または高山館レッサーパンダ屋外放飼場前通路	展示場混雑時の観客誘導、禁煙注意、フラッシュ撮影禁止、不審者監視等
カバ ポスト 1	サバンナストリート中央付近	規制セーフティコーン並べ、入口への誘導及び規制案内、禁煙中止喚起、フラッシュ撮影禁止、不審者監視等
カバ ポスト 2	カバ・ライオン館西門側出入口、カバ屋外プール付近	一方通行誘導及び規制案内、禁煙注意、フラッシュ撮影禁止、不審者監視等
キリン ポスト 1	キリン館内ダチョウ、サーバルキャット観覧通路	観客入口通路への誘導及び観覧待ち行列の整理（最後尾）
ゾウ舎 ポスト 1	ゾウ舎入口通路前	ゾウ舎 1 階展示室の誘導及び観覧修了者の誘導、禁煙注意、フラッシュ撮影禁止、不審者監視等
ゾウ舎 ポスト 2	ゾウ舎 1 階展示室	正門内外の来園客混雑時の誘導等
正門 ポスト 1・2	正門の出入口付近	西門内外の来園客混雑時の誘導等
西門 ポスト 1・2	西門の出入口付近 兼園内誘導案内統括	全体統括との連絡調整及び園内誘導ポストの補助、監督等

なお、その他施設の混雑状況次第では、委託者・受託者協議のうえポスト数を減らし、その分を園内巡回等にあてることとする。

※西門ポスト 1 または 2（西門の出入口付近兼園内誘導案内統括）に従事する誘導員については国家資格である「雜踏警備業務 1 級または 2 級」の取得者を配置すること。

5 報告

- (1) 受託者は、業務中事故等が発生したときは、必要な措置を行うとともに速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (2) 受託者は、道路の状況等によりポスト位置の変更が必要になった場合は委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(3) 受託者は、委託者から道路状況等について報告を求められたときは、速やかに回答できるよう常に道路の状況を把握するものとする。

(4) 受託者は当日の業務を、警備報告書等の日誌により委託者に報告するものとする。

6 再委託について

(1) 本業務はその性質上、業務の一部の再委託を容認する。再委託を行う場合においても、本契約に係る責任は受託者が負うものとする。

(2) 再委託を行う場合、警備業法、労働者派遣法、関係法令を遵守し、当該業務の開始前に、再委託申請書の提出を行い委託者の確認を得ること。再委託申請書については、再委託先、契約期間、再委託の範囲を明確にすること。

(3) 再委託を行う場合、下請事業者ごとに直接雇用関係にあるポスト外の責任者を配置すること。

(4) 再委託の相手方については、札幌市競争入札参加等措置要領第7条により、参加停止期間中の者を用いることはできない。

7 提出書類

(1) 契約後、業務開始までに以下の書類を提出すること。

- ・業務体制表（すべての事業者の従事者の氏名、責任者の氏名、必要資格証の写し、連絡先を記載すること。）
- ・その他、委託者の指示するもの

(2) 業務の完了時、ただちに以下の書類を提出すること。

- ・業務日誌
- ・従事ポスト数、従事時間計算書
- ・完了届

8 その他

(1) 受託者は、全ポスト従事者にすべて携帯無線機等を配備し、連絡指示を確実に行うこと。また、委託者との業務連絡用として2台の無線機を受託者が用意するものとし、委託者からの無線連絡については、業務時間中は確実に応答できる体制をとること。

(2) 受託者は、業務に従事する者には、制服を着用させること。再委託を行う場合については、事業者ごとに制服を着用し、本業務に従事していることが容易に判別できる腕章等を付けさせること。

(3) 受託者は、業務に従事する者に、周囲の道路状況及び園内の状況について情報共有をすること。

(4) 園内誘導案内のポスト従事者に対しては、獣舎の位置やトイレの位置及び授乳室等の基本的な情報について、入園者に案内できるように教育すること。

(5) 受託者は、当該業務に従事する警備員に対し、従事開始前までにお客様に対する接遇研修を行い、委託者にその結果を報告するとともに、お客様へ適切な対応且つ警備員として相応しい対応をとること。

(6) 受託者の詰所や車両駐車場所については、委託者と協議の上、決定することとする。

(7) 動物園敷地内はすべて禁煙である。駐車車両内や管理通路を含め、敷地内での喫煙を禁ずる。

(8) 新型コロナウイルス等に対しての各種感染症予防対策を徹底すること。また、受託者及びその関

係者に感染が疑われる場合は、直ちに委託者へ報告し、指示を仰ぐこと。

(9) 受託者は、本業務について疑義が生じたときは、委託者と協議すること。

令和4年度交通誘導整理員等配置図

※交通規制を行う日



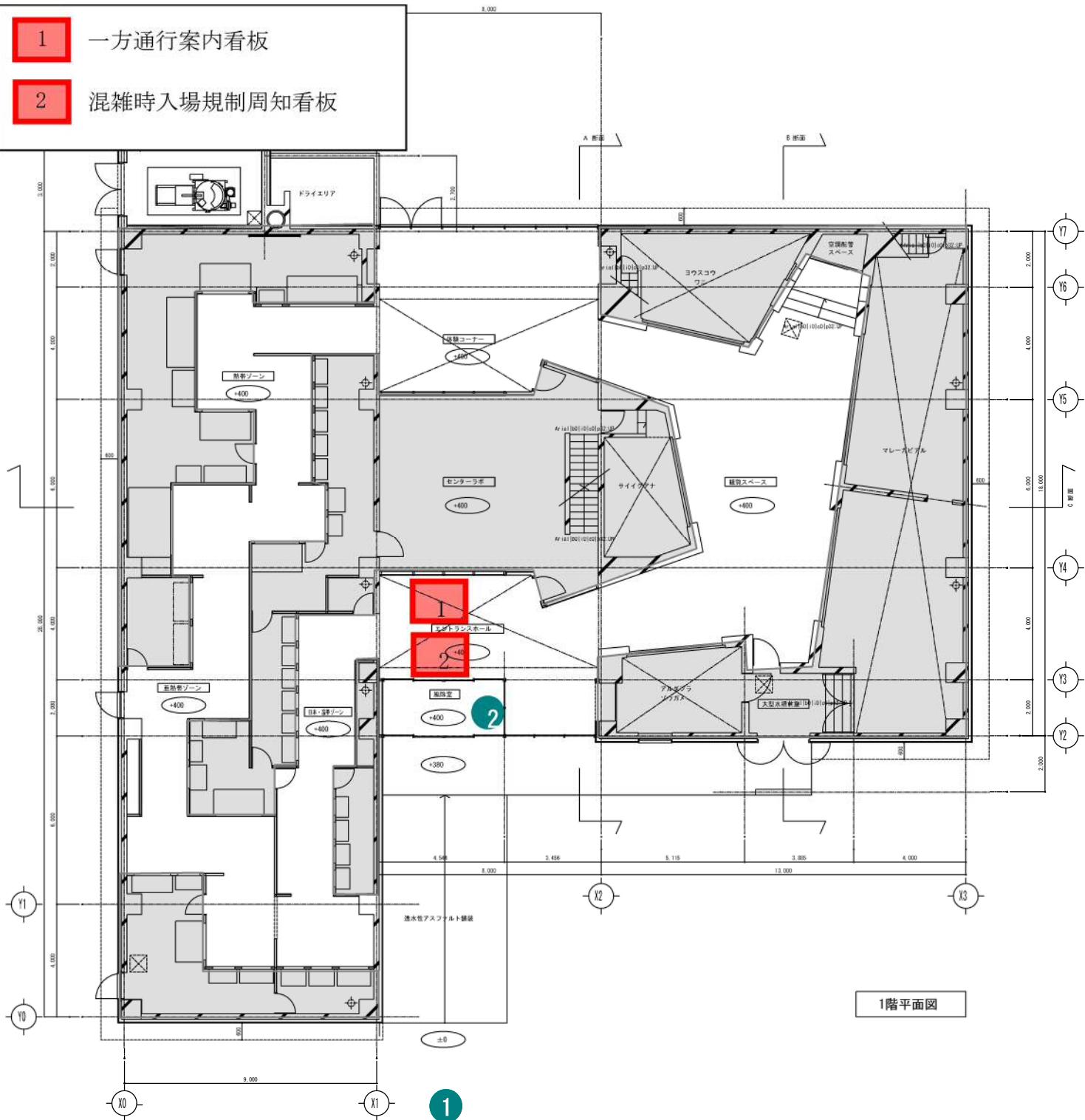


は虫類・両生類館警備体制図

● 警備員 (2ポスト)

1 一方通行案内看板

2 混雑時入場規制周知看板



1階平面図

凡例

	ピット範囲
	透水性アスファルト舗装
	犬走り (化粧砂利)
	GLからの仕上げレベルを示す
	ルーフドレン
	横型ルーフドレン
	床下点検口
	密閉型マンホールφ600

ホッキョクグマ館警備体制図

● 警備員（2 ポスト）

